

### 平成30年度除雪対策事業のお知らせ

自力での除雪が困難な高齢者世帯などに対して、除雪に要する経費の一部を支援します。

●**対象** 日吉地域および美山地域在住で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- ②母子世帯
- ③障がい者(身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者)を含む世帯

●**支援内容** 高齢者世帯などからの依頼に基づき、次の除雪作業を委託事業者が行います。なお、本事業による支援は当該集落に除雪車が出動した場合に限ります。

①住居敷地内の除雪作業

※実際に居住のため使用されている人家とし、主に車庫や倉庫などとして使用されている建物は除きます。玄関先から公道までの間および屋外トイレなど日常生活を営む上で必要不可欠な設備までの通行を確保する幅員1m以内の除雪作業とします。

②屋根からの落雪に伴う除雪作業(住居軒下から2m以内)

③住居の屋根の雪下ろし作業

●**支援期間** 12月1日(土)～平成31年3月15日(金)

●**負担金** 利用者は、除雪に要する費用の1割相当額(1時間当たり250円、除雪機器使用時は350円)を、直接除雪委託事業者にお支払いください。

●**申請期限** 11月26日(月)

●**申請方法** 南丹市高齢者等除雪対策事業申請書(問合せ先に備え付け)に必要な事項を記入、押印の上、居住する地区の民生児童委員の意見を付けて問合せ先へ申請してください。なお、除雪委託事業者の体制(人員の都合など)により、利用者登録ができない場合があります。

☎高齢福祉課 ☎(0771)68-0006

☎日吉支所市民生活課 ☎(0771)68-0032

☎美山支所市民生活課 ☎(0771)68-0041

### 平成30年度除雪委託事業者を募集します

「南丹市高齢者等除雪対策事業」を実施するため、平成30年度の除雪事業者を募集します。

●**業務内容**

- ①住居敷地内の除雪作業
- ②屋根からの落雪に伴う住居敷地内の除雪作業
- ③住居の屋根の雪下ろし作業

●**業務期間** 12月1日(土)～平成31年3月15日(金)

※気象状況により前後する場合があります。

●**登録対象事業者** 支援対象者への的確な除雪体制が整い、完了報告など、市の要請する業務および事務が期限内にできる市内の事業者

●**委託料** 1時間当たり2,500円(除雪機器使用時は3,500円)

※うち1割相当分は除雪支援対象者が負担します。

●**登録方法** 11月16日(金)までに、高齢福祉課、日吉支所市民生活課または美山支所市民生活課に、登録申請書を提出してください。

☎高齢福祉課

☎(0771)68-0006

☎日吉支所市民生活課

☎(0771)68-0032

☎美山支所市民生活課

☎(0771)68-0041